

水戸市建設工事成績評定要領

（目的）

第1条 この要領は、水戸市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を実施することにより、工事の適正かつ効率的な施工及び品質を確保し、工事に関する技術水準の向上を図るとともに、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（対象工事）

第2条 評定は、設計金額が130万円を超える工事について行うものとする。

（評定者）

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 監督員（水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号。以下「財務規則」という。）第147条第2項に規定する者をいう。以下同じ。）
- (2) 当該工事の主管係長（以下「主管係長」という。）
- (3) 検査員（財務規則第148条第2項に規定する者をいう。以下同じ。）

（評定の内容）

第4条 評定は、工事成績採点表（様式第1号）に掲げる考查項目（以下「考查項目」という。）により、加減点方式にて行うものとする。

- 2 監督員は、考查項目のうち、施工体制一般、配置技術者、施工管理、工程管理、安全対策、対外関係、出来形、品質及び創意工夫について評定を行うものとする。
- 3 主管係長は、考查項目のうち、工程管理、安全対策、工事特性、地域への貢献等及び法令遵守等について評定を行うものとする。
- 4 検査員は、考查項目のうち、施工管理、出来形、品質及び出来ばえについて評定を行うものとする。
- 5 評定者ごとの評定点の配分比率は、監督員においては10分の4、主管係長においては10分の2、検査員においては10分の4とする。

（評定の方法等）

第5条 評定は、工事ごとに評定者が的確かつ公正に行うものとする。対象とする工事に評定者となるべき監督員又は検査員がそれぞれ二人以上になる場合においては、それらの者が協議の上、評定を行うものとする。

- 2 評定を行う時期は、監督員及び主管係長においては工事完成確認後、検査員においては完成検査終了後とする。完成検査により手直し改修を指示した場合においては、手直し改修後の再評定は行わないものとする。
- 3 評定者は、評定を行うに当たり、建築に関連する工事にあつては考查項目別運用表（建築）（様式第2号）を、それ以外の工事にあつては次の各号に掲げる工事の設計金額の区分に応じ、当該各号に定める考查項目別運用表を作成するものとする。
 - (1) 500万円未満の工事 考查項目別運用表（小規模工事）（様式第3号）
 - (2) 500万円以上の工事 考查項目別運用表（土木）（様式第4号）
- 4 監督員及び主管係長は、前項に規定する考查項目別運用表を作成するに当たり、施工プロセスチェックリスト（土木）（様式第5号）又は施工プロセスチェックリスト（建築）（様式第6号）を作成しなければならない。この場合において、工事の受注者より工事特性、

創意工夫，社会性等に係る実施状況に関する書類が提出された場合は，作成時にこれを考慮するものとする。

（評定結果の報告）

第6条 工事主管課長は，監督員及び主管係長が評定を行った工事成績採点表，工事成績採点の考査項目別運用表及び施工プロセスチェックリストを確認し，財務規則第149条第1項第1号に規定する完成検査要求書兼完成検査調書（以下「完成検査要求書」という。）と併せて，速やかに検査員に提出しなければならない。

2 検査員は，すべての評定者の評定が終了したときは，主管課検査員にあつては工事主管課長へ，専任検査員及び兼務検査員にあつては契約検査課長に速やかに報告しなければならない。

3 契約検査課長は，前項の規定による報告を受けたときは，完成検査要求書，水戸市建設工事等検査要領第8条に規定する工事完成通知書兼完成検査結果通知書及び工事成績採点表の写しを工事主管課長に送付するものとする。

4 評定結果における区分は，別表のとおりとする。

（評定結果の通知）

第7条 市長は，評定の結果を，工事成績評定通知書（様式第7号）により遅滞なく当該工事の受注者へ通知するものとする。

（評定結果の変更）

第8条 市長は，前条の規定により評定の結果を通知した後に，当該評定の結果を変更すべき事由が生じた場合は，当該評定の結果を変更し，工事成績評定変更通知書（様式第8号）により遅滞なく当該工事の受注者へ通知するものとする。

（説明請求等）

第9条 前2条の規定による通知を受けた受注者は，当該通知を受けた日から起算して14日以内に，当該評定の内容について，書面により市長に説明を求めることができる。

2 市長は，前項の規定による請求があつたときは，速やかに工事成績評定に係る説明書（様式第9号）により受注者に説明しなければならない。

（評定結果の公表）

第10条 市長は，第7条又は第8条の規定により通知をした評定結果を，当該通知をした日から起算して30日以内に，工事成績評定結果表（様式第10号）により公表するものとする。

（評定結果の利用）

第11条 市長は，第1条に規定する目的を達成するため，評定結果を有効に利用しなければならない。

附 則

この要領は，平成22年4月1日から施行する。

この要領は，平成24年4月1日から施行する。

この要領は，平成27年4月1日から施行する。

この要領は，平成28年4月1日から施行する。

この要領は，令和5年4月1日から施行する。

この要領は，令和6年7月31日から施行する。

別 表(第 6 条第 4 項関係)

評 定 結 果 に よ る 区 分

評 定 区 分		評 定 点
A	優 秀	9 0 点 以 上
B	良 好	8 0 点 以 上 9 0 点 未 満
C	普 通	6 5 点 以 上 8 0 点 未 満
D	やや劣る	5 0 点 以 上 6 5 点 未 満
E	劣 る	5 0 点 未 満